

審査委員会の審査結果

岐阜産業会館の設置目的を十分に理解した上で、公正かつ適正で、より効果的・効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の選定について、選定基準に基づき厳正に審査した結果、下記のとおり候補者を選定しました。

なお、候補者は岐阜市議会及び岐阜県議会の議決を経て指定管理者として決定された後、岐阜市及び岐阜県と締結する協定に基づき施設の管理運営を行います。

施設名	岐阜産業会館
所在地	岐阜市六条南2丁目11番1号
指定管理者の候補者	一般財団法人 岐阜産業会館 代表者 理事長 浅井 文彦 住 所 岐阜市六条南2丁目11番1号
指定期間	平成30年4月1日～平成33年3月31日（3年間）
指定管理者審査委員会	委員長 嶋崎 吉弘 （公認会計士） 委員 飯沼 あい子 （一級建築士） 委員 川上 智子 （多治見市文化工房ギャラリーヴォイス ジェネラルマネージャー） 委員 片桐 理恵 （中小企業診断士） 委員 大成 利広 （岐阜聖徳学園大学経済情報学部准教授） 委員 佐野 俊彦 （公益財団法人岐阜観光コンベンション協会コンベンション推進部長）

<p>選 定 理 由</p>	<p>岐阜産業会館の指定管理者の候補者の選定にあたっては、岐阜産業会館指定管理者審査委員会を設置し、申請者から提出を受けた事業計画書等について、選定基準に基づいて書類審査、ヒアリング、プレゼンテーションを実施し、総合的に評価・選考を行った。</p> <p>その結果、下記の理由により、一般財団法人岐阜産業会館（以下「候補者」という。）が適切であると判断し選定した。</p> <p>なお、選定基準、提案された管理経費の額は別表のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 候補者は、岐阜市及び岐阜県の出資財団であり、開館以来、適正な管理運営を行った実績を有し、施設の状況を熟知しており、安定した経営が期待できること ● 「岐阜県及び岐阜市の産業の発展と文化の向上に寄与すること」との施設の設置目的の実現のために、産業振興の拠点施設として、県・市と連携して会館運営に取り組むとともに、県内唯一の大型重機等による直接搬入が可能な大展示場を有した会館の特長を活かした誘致活動や質の高いサービスの提供が期待できること ● 研修により窓口対応能力の向上等職員育成に努めることやマニュアル等の整備により災害・事故発生時危機管理体制についても評価ができること
<p>スケジュール</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑受付期間 平成29年 8月14日まで ・ 申請書等の受付期間 平成29年 8月30日まで ・ 審査委員会 平成29年10月17日
<p>担 当 部 課 (問合せ先)</p>	<p>商工観光部産業雇用課 TEL：058-214-2359 E-mail：sangyo-koyo@city.gifu.gifu.jp</p>

【別表】

選定基準・採点基準

審査項目	配点
施設管理の基本法人	5点
類似施設の管理実績	10点
利用者サービスの向上	15点
施設の維持管理	5点
収支計画	30点
組織・体制	10点
危機管理	10点
経営基盤	5点
地域連携	10点
合計	100点

提案された管理経費の額（単位：円）

団体名	管理経費の額（3年間合計）
一般財団法人岐阜産業会館	350,914,000円